

(様式第1号別添1)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	紀宝町

作成 平成29年2月28日
第 回変更 平成 年 月 日

紀宝町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、カラス類
計画期間	平成 29 年度 ~ 平成 31 年度
対象地域	紀宝町

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (平成 27 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	46	2,770	576	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	145	11,200	2,489	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	176	17,160	4,073	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
タヌキ	0.6	90	22	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ハクビシン	2	430	57	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
アライグマ	7.6	1,530	203	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
カラス	0.16	36	9	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
その他獣類	1.70	340	54	<input type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	被害は町内全域に及んでいるが、特に山間部の水田や海岸部の樹園地における被害が深刻であり、田植え直後の苗の食害や冬から春先にかけて柑橘の樹皮の皮はぎや新梢の食害が多く発生している。
イノシシ	被害は町内全域に及んでいるが、特に山間部の水田や海岸部の樹園地における被害が深刻であり、夏から初秋にかけ水田に侵入し稲を食害するほか、踏み倒すことで大きな被害が発生している。また、野菜の食害も発生している。 樹園地においては、秋から春先にかけて果実だけでなく、枝をおり食害する被害も発生しており、特にミミズなどを狙い、園地を掘り返す被害は年間を通して深刻であり、水田における畦や集落周辺の石積みの掘り返しなどの被害も多く発生している。
ニホンザル	被害は山間部の林縁に接する水田や畑でも多く発生しているが、特に海岸部の樹園地における柑橘の被害が深刻である。食害される農作物は多岐にわたるが、収穫前の稲穂の食害や初秋から晩春まで収穫が続く柑橘の果実の食害が多く発生しており、特に他の餌となる作物が少なくなる冬場の中晩柑類の被害は深刻である。
タヌキ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン	これら小型野生獣は近年生息域を拡大しており、被害は町内全域に及んでいる。農作物被害は少額ながらも食害される農作物は多岐にわたっており、市街地周辺における生活被害も発生している。
カラス類	カラスをはじめとした鳥類の被害は町内全域で発生しているが、特に柑橘や果菜類などの野菜に被害が発生している。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (平成 31 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	30	1,800	375
イノシシ	100	7,800	1,700
ニホンザル	140	13,700	3,260
タヌキ	0.3	45	11
ハクビシン	1	200	3
アライグマ	4.0	400	100
カラス	0.10	20	5

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・畜・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ			
イノシシ			

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する
 ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	被害が深刻な山間部の水田において、被害防除のため侵入防止柵を計画的に整備するとともに、柵や農地周辺に捕獲おりやわなを一体的に仕掛け、効率的に有害捕獲を実施することにより、被害面積および被害金額の35%低減を目指す。
イノシシ	被害が深刻な山間部の水田や海岸部の樹園地において、被害防除のため侵入防止柵を計画的に整備するとともに、柵や農地周辺に捕獲おりやわなを一体的に仕掛け、効率的に有害捕獲を実施することにより、被害面積および被害金額の30%低減を目指す。
ニホンザル	有害捕獲による個体数管理を強化し、動物駆逐用煙火等を用いた追払いなど集落ぐるみの被害防除活動を併せて実施するとともに、特に被害が深刻な樹園地については、侵入防止柵を計画的に整備することで被害面積および被害金額の20%低減を目指す。
タヌキ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン	箱おりなどを用いた有害捕獲を強化することで、被害面積および被害金額の50%低減を目指す。
カラス類	防鳥ネットやテグスを利用した防除方法など、有効な対策の普及を推進することで被害軽減を目指す。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	平成23年9月1日	1	13	罾設置、捕獲
市町捕獲隊	平成26年9月22日	なし	55	罾設置、捕獲
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課題	銃猟免許保持者の減少・高齢化			

- ※ (4)-①捕獲体制の整備が「○」の場合は、被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くりわな	64	大型捕獲檻(ニホンザル)	
捕獲檻(イノシシ)	19	ドロップネット		ICT機器()	
捕獲檻(兼用)	18	囲いわな(兼用)		ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)		囲いわな(ニホンザル)		その他()	
小動物用捕獲檻	22	大型捕獲檻(兼用)		その他()	
課題					

- ※ (4)-①捕獲機材の導入が「○」の場合は、被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵		下草やつる性雑草の除草や破損個所の修繕や水害津からの電気柵再設置の際による現状復旧の不正確差等、柵の維持管理が課題。
金網柵		
電気柵	10,571	
複合柵(WM柵+電気柵)	7,391	
複合柵(金網柵+電気柵)		
その他()		

- ※ (4)-①侵入防止柵の整備が「○」の場合は、被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m)	課題

- ※ (4)-①緩衝帯の設置が「○」の場合は、被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題

町内、大里地区において、動物駆逐用煙火の安全講習と追払い活動の講習会を実施。町単独事業により集落ぐるみで取組む追払い活用に要する動物駆逐用煙火の購入費を助成。

⑦放任果樹の除去の実施と課題

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題

被害防止に関する知識等の普及のために町内各地区において研修会を実施し、追払い活動も行われるようになったが、継続的な活動による効果の発現が課題

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
5	活動の取りまとめ役となるリーダーの存在と取組みについての住民の理解が課題

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)						
電波発信機装着数	平成	年度	平成	年度	平成	年度

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(平成27年度)	
群名	推定生息頭数
紀宝A	30
紀宝B	60

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	3	捕獲機材の導入	○	2	侵入防止柵の設置	○	1
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	4	放任果樹の除去		
被害防止技術・知識の普及	○	5	菓落ぐるみの取組の推進	○	6	ニホンザルの遊動域調査	○	7
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制 (平成 28 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	民間団体の捕獲隊員が対応できない場合においては、実施隊が出動し捕獲を実施する場合もある。	
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	住民から町に対し被害の報告や捕獲要請があった場合、依頼者の地域の猟友会分会に連絡し、猟友会員が出動し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。
	紀宝町捕獲隊	委託の有無	
その他		委託の有無	町内の猟友会員、狩猟免許保持者全員から構成し、各地域において有害捕獲に積極的に取組む。

- ※ 捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 実施隊員に、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させる必要がある場合は、そのことについて記入する。実施隊員の指名又は任命の状況がわかる資料(鳥獣被害対策実施隊設置済み市町村詳細調査票(平成28年4月末現在)様式2)を添付する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ イノシシ	狩猟免許有資格者に大型捕獲檻を貸出し、被害が深刻な地区を中心に有害捕獲を強化する。
30	ニホンジカ イノシシ アライグマ、アナグマ、ハクビシ	狩猟免許有資格者に大型捕獲檻や小型捕獲檻を貸出し、被害が深刻な地区を中心に有害捕獲を強化する。
31	ニホンジカ イノシシ アライグマ、アナグマ、ハクビシ	狩猟免許有資格者に大型捕獲檻や小型捕獲檻を貸出し、被害が深刻な地区を中心に有害捕獲を強化する。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		平成 年 月 日	ニホンザル
特定外来生物防除実施計画	○	平成21年5月7日	アライグマ、カニクイアライグマ
捕獲促進プラン	○	平成27年9月30日	ニホンジカ、イノシシ

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカ、イノシシについては、直近3カ年(平成25年度～27年度)を緊急捕獲対策期間とし重点的に有害鳥獣捕獲に取組み、被害軽減の効果も現れつつあるため、この期間の有害、狩猟を合わせた平均年間捕獲頭数を基本に今後3年間の年間捕獲目標頭数を設定し、狩猟者の高齢化等により狩猟による捕獲割合が減少していることを踏まえ、有害による捕獲を強化し捕獲割合を約8割に向上させる目標を設定する。

また、ニホンザルについては、直近3カ年の平均捕獲頭数は30頭を下回っているが、依然として被害が深刻であり、被害を受ける地域も分散・拡大していることから、今後3年間の年間捕獲目標頭数を直近3カ年平均の倍増の年間60頭に設定する。

アライグマ等小型獣については、生息域も拡大していることから、直近3カ年の捕獲目標頭数を維持し、年間100頭(アライグマ40頭、アナグマ30頭、ハクビシン30頭)に設定する。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ	150	150	150
イノシシ	240	240	240
ニホンザル	60	60	60
アライグマ	40	40	40
アナグマ	30	30	30
ハクビシン	30	30	30

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	平成 年度	平成 年度	平成 年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	80	96	119	91	119	150
	狩猟	—	59	—	81	—	62
イノシシ	有害	140	162	205	105	205	250
	狩猟	—	57	—	61	—	53
ニホンザル	有害	40	19	40	28	40	33
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
アライグマ	有害	10	10	40	9	40	16
	狩猟	—	—	—	0	—	2
アナグマ	有害	0	15	30	5	30	5
	狩猟	—	0	—	0	—	1
ハクビシン	有害	0	0	30	0	30	1
	狩猟	—	0	—	0	—	1
合計	有害	270	302	464	238	464	455
	狩猟	—	116	—	142	—	118
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	120.0%		76.5%		126.1%	
	イノシシ	115.7%		51.2%		122.0%	
	ニホンザル	47.5%		70.0%		82.5%	
	アライグマ	100.0%		22.5%		40.0%	
	アナグマ			16.7%		16.7%	
	ハクビシン			0.0%		3.3%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	相野川、相野谷沿川のエリア 井田下り場地域
捕獲予定時期	3月中旬(狩猟期間終了時)～10月末(狩猟期間前迄)
捕獲の取組内容	捕獲重点エリアにおいて、住民から被害の報告や捕獲要請があった場合、依頼者の地域内の捕獲隊員(猟友会員)が出動し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。 捕獲隊員が対応できない場合においては、実施隊が出動し捕獲を実施する場合もある。

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵) L=1,989m	複合柵(WM柵+電気柵) L=2,000m	複合柵(WM柵+電気柵) L=2,000m
イノシシ	電気柵 L=9,572m	電気柵 L=5,000m	電気柵 L=5,000m

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	被害防止に関する知識を普及するため、研修会を実施するとともに、動物駆逐用煙火等を活用した追払い活動を支援する。
30	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	被害防止に関する知識を普及するため、研修会を実施するとともに、動物駆逐用煙火等を活用した追払い活動を支援する。
31	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	被害防止に関する知識を普及するため、研修会を実施するとともに、動物駆逐用煙火等を活用した追払い活動を支援する。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (平成 28 年度)

設置年月日	平成23年9月1日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、カラス類					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	13	1	11	1	0	
民間隊員						
計	13	1	11	1	0	
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
活動方針	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input checked="" type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
備考						

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう
- ※ 備考欄には、実施隊について特筆すべき事項があれば記入するとともに、実施隊が設置されていない市町は、設置に向けた検討状況や規模、構成等についての考え方を記入する

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()		
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無
処理加工施設の整備計画	計画の有無	施設の種類	整備予定年度 平成 年度
備考			

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 備考欄には、処理に関して課題がある場合等について記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現状においては、捕獲から処理解体まで迅速かつ衛生的に処理する体制が整っておらず、食品としての利用推進は困難であるため、その他有効な利用方法等について検討を行う。

- ※ 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記載してください

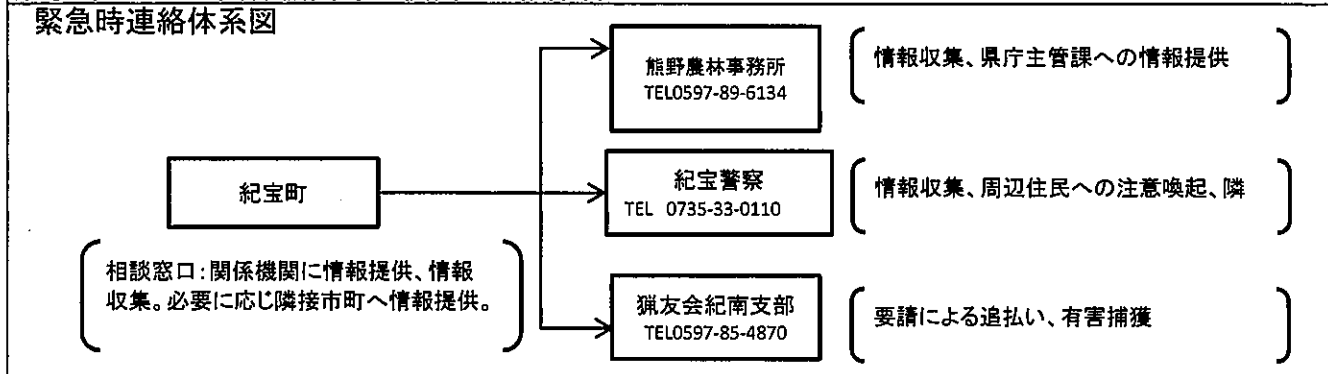
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害捕獲実施者は、関係法令を遵守し、安全を確保した上で捕獲を実施する

- ※ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	紀宝町鳥獣害防止総合対策協議会	設置年月日	平成20年4月14日設置
構成機関の名称	役割		
紀宝町	鳥獣害防止総合対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。		
紀宝町内猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。		
紀宝町農業委員会	各地区の被害状況等の把握、各地区の意見の集約を行う。		
紀宝町水田営農推進協議会	水稻等における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。		
温州部会第一支部	柑橘等における被害状況の把握、各地区の意見の集約を行う。		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県熊野農林事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布・習性等に対する専門知識など助言を行う。

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

捕獲機材の導入計画

①捕獲機材の導入計画					
わなの種類	数量(基)				備考
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計	
捕獲檻(ニホンジカ)				0	
捕獲檻(イノシシ)				0	
捕獲檻(兼用)	4	4	4	12	
捕獲檻(ニホンザル)				0	
小動物用捕獲檻		5	5	10	
くくりわな				0	
ドロップネット				0	
囲いわな(兼用)				0	
囲いわな(ニホンザル)				0	
大型捕獲檻(兼用)				0	
大型捕獲檻(ニホンザル)				0	
ICT機器()				0	
その他()				0	

※ 今後3カ年の捕獲機材の導入計画を記入する

捕獲体制整備計画

名称	整備計画の有無	整備予定年度	備考
実施隊 (対象鳥獣捕獲隊員)			
市町捕獲隊			
広域捕獲隊			
共同捕獲隊			
集落捕獲隊			
その他捕獲隊			

※ 整備計画の有無欄には、各捕獲体制の整備計画(実施隊においては、対象鳥獣捕獲員の整備計画)がある場合は、「○」を記入する

※ 実施隊欄には、実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の整備計画がある場合に記入する

※ 備考欄には、整備予定内容(人数、隊数など)を記入する

(参考資料)

組織名	市町長の任命等		内 容	根拠法令等
	任命等	登録		
実施隊	○	—	鳥獣被害防止特措法に基づき編制する隊	鳥獣被害防止特措法
市町捕獲隊	—	○	市町において捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	地域捕獲力強化促進事業実施要領 (三重県)
広域捕獲隊	—	○	複数の市町が連携して捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	
共同捕獲隊	—	○	複数の集落が連携して捕獲を実施するために編制し、市町長が登録した隊	
集落捕獲隊	—	○	集落内で、捕獲を実施するために役割分担を決めて編成し、市町長に登録した隊	
捕獲隊	—	—	有害鳥獣捕獲を目的として地域(市町)ごとに編成された隊	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(環境省)
対象鳥獣捕獲員	○	—	実施隊員のうち、主として対象鳥獣(鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。)の捕獲等に従事することが見込まれる隊員 ○銃猟による捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員 ○罎、わなによる捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員	鳥獣被害防止特措法

侵入防止柵設置計画内訳

番号	年度	地区名	対象獣種	柵種類	受益面積(ha)	補助金		備考
						国費	市町費その他	
1	29	阪松原3	ニホンカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵)	0.9	○		
2	29	阪松原4	ニホンカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵)	0.6	○		
3	29	阪松原5	ニホンカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵)	1.6	○		
4	29	高岡4	イノシシ	電気柵	1.6	○		
5	29	高岡5	イノシシ	電気柵	2.7	○		
6	29	高岡6	イノシシ	電気柵	2.8	○		
7	29	高岡7	イノシシ	電気柵	2.5	○		
8	29	高岡8	イノシシ	電気柵	1.4	○		
9	29	高岡9	イノシシ	電気柵	1.2	○		
10	29	神内2	イノシシ	電気柵	4.1	○		
11	29	神内3	イノシシ	電気柵	3.2	○		
12	29	神内4	イノシシ	電気柵	1.7	○		
13	30	阪松原	ニホンカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵)	3	○		
14	30	高岡	イノシシ	電気柵	5	○		
15	30	神内	イノシシ	電気柵	5	○		
16	30	阪松原	ニホンカ、イノシシ、ニホンザル	複合柵(WM柵+電気柵)	3	○		
17	30	高岡	イノシシ	電気柵	5	○		
18	30	神内	イノシシ	電気柵	5	○		

※ 侵入防止柵整備予定箇所のわかる位置図(全域図および詳細図)を添付し、図面には受益面積がわかるようにする
 ※ 柵の種類欄には、金網柵、WM柵、電気柵、複合柵(金網柵+電気柵)、複合柵(WM柵+電気柵)、その他()から記入する
 ※ 補助金欄には、国費・市町費・その他の中から該当するものに「○」を記入する

